精神障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引制度のお知らせ

令和７年４月１日から精神障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引が開始されることから、今後の精神障害者保健福祉手帳の取扱いについては以下のとおりとなります。

※ 割引の開始日、取扱区間、割引率、介護者等の取り扱いは、各鉄道会社によって多少異なる場合があります。詳しくは、直接、各鉄道会社にお問い合わせください。

１　対象となる方

精神障害者保健福祉手帳（旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額第１種または第２種の記載のあるもの）をお持ちの方

第１種：精神障害者保健福祉手帳１級

第２種：精神障害者保健福祉手帳２級又は３級

２　精神障害者保健福祉手帳に第１種または第２種の記載を希望する方へ

（１）新規・更新・変更に係る手帳を交付する際に、希望する方に窓口でスタンプの押印等により記載します。

（２）既に発行済みで有効期限内の手帳をお持ちの方は、窓口に手帳をお持ちいただき、証明希望とお伝えください。

※ 本人以外の家族・医療機関職員等が証明を申し出た場合も同様の取扱いとします。

※ 令和７年４月以降に交付する手帳には、旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄を設け、第１種又は第２種の別をあらかじめ印字したものを発行する予定です。

スタンプの例

旅客鉄道株式会社 旅客運賃減額	第　1　種 　　(2)

３　注意事項

手帳にスタンプの押印等をした場合であっても、顔写真貼付がない場合は旅客運賃の割引が受けられない場合があります。なお、ＪＲグループは顔写真貼付のない手帳は運賃減額を適用されません。

＜問い合わせ＞
寄居町福祉課　社会福祉班
電話０４８－５８１－２１２１

埼玉県公式ＨＰ